

令和3年1月8日

共同研究における間接経費等の見直しについて（お願い）

国立大学法人三重大学

平素より本学の教育・研究等にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、三重大学では共同研究に係る間接経費等の取扱いについて、改定を行うこととなりました。

このことについては、平成28年に文部科学省と経済産業省から「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」が策定され、大学には、本ガイドラインを活用して「本格的な共同研究」に向けた取組を強化することが求められております。本ガイドラインでは、企業等との共同研究における間接経費が、実際に必要となる間接経費に対して不足している可能性が高く、適切な費用負担（研究担当教員の人件費相当額を含む）を産業界に求めていくことが重要であるとの分析がなされております。

三重大学においても、共同研究の実施に当たって必要となる間接経費について改めて試算を行った結果、直接経費の30%以上となりました。こうしたことから、共同研究における間接経費および研究担当教員の人件費相当額について、下記のとおり見直すこととなりました。

今後とも一層の業務の効率化に努めるとともに、産学官連携の機能を強化し、研究成果を大きなものとして還元したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

(1) 間接経費率の改定

間接経費 **旧 15%** ⇒ **新 30%**

※ 中小企業様との共同研究については、令和4年度まで改正前の間接経費率の適用が可能とさせていただきます。

(2) 研究担当教員の人件費相当額の積算（直接経費）

1時間あたりの単価は次の金額以上とします。

教授：6,000 円、准教授及び講師：5,000 円、助教：4,000 円

2. 改定時期

令和3年3月1日以降に提出された新規の共同研究申込書分より適用されます。

以上